



コード	資格区分 (必要な実務経年数)	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
72	左官				7																								
73	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工				7																								
66	ウェルポイント施工				7																								
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管								7																				
75	給排水衛生設備配管								7																				
76	配管(注1)・配管工								7																				
77	タイル張り・タイル張り工									7																			
78	築炉・築炉工・れんが積み									7																			
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7				7																			
80	石工・石材施工・石積み					7																							
81	鉄工(注2)・製罐										7																		
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(注3)											7																	
83	工場板金															7													
84	板金・建築板金・板金工(注4)						7									7													
85	板金・板金工・打出し板金															7													
86	かわらぶき・スレート施工					7																							
87	ガラス施工															7													
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																7												
89	建築塗装・建築塗装工																7												
90	金属塗装・金属塗装工																7												
91	噴霧塗装																7												
67	路面標示施工																7												
92	畳製作・畳工																			7									
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7									
94	熱絶縁施工																				7								
95	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サツ施工																										7		
96	造園																							7					
97	防水施工																	7											
98	さく井																										7		
61	地すべり防止工事 (実務経験1年以上)				7																						7		
62	建築設備士 (実務経験1年以上)								7	7																			
63	計装								7	7																			
その他	99 建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号及び第3号該当	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
コード	資格区分 (必要な実務経年数)	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清

職業能力開発促進法「技能検定」

※2級は合格後実務経験3年以上が必要  
(ただし、平成十六年四月一日時点で合格していた者は実務経験1年)

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。